

岐阜県公報

目次

公安委員会規則

岐阜県公安委員会審査請求手続規則

(総務課)

ページ

行政不服審査法の施行に伴う関係岐阜県公安委員会規則の

整理に関する規則

(同) 八

公安委員会規則

岐阜県公安委員会審査請求手続規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

岐阜県公安委員会

委員長 石井 成一

岐阜県公安委員会規則第二号

岐阜県公安委員会審査請求手続規則

岐阜県公安委員会に対する不服申立てに関する規則（平成十四年岐阜県公安委員会規則第十号）の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この規則は、岐阜県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対する審査請求に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則で使用する用語は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号、以下「法」という。）で使用する用語の例による。

(審理官)

第三条 警察本部長は、公安委員会に対して審査請求がされたときは、審査庁（法に規定する審査庁としての公安委員会をいう。以下同じ。）が行う審理に関する事務を補佐させるため、審理に関する事務を行うについて必要な知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができる者と認められる岐阜県警察本部（以下「警察本部」という。）の職員のうちから審理官を指名するとともに、その旨を審査請求人及び処分庁等（審査庁以外の処分庁等に限る。）に対し書面により通知するものとする。ただし、法第

二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合は、この限りでない。

- 2 警察本部長は、前項の規定により二人以上の審理官を指名する場合には、そのうち一人を、当該二人以上の審理官が行う事務を総括する者として指定するものとする。
- 3 警察本部長が第一項の規定により指名する者は、次に掲げる者以外の者でなければならない。

一 審査請求に係る処分に関与した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に関与し、若しくは関与することとなる者

二 審査請求人

三 審査請求人の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族

四 審査請求人の代理人

五 前二号に掲げる者であった者

六 審査請求人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

七 利害関係人

4 警察本部長は、審理官が前項各号に掲げる者のいずれかに該当することとなつたときは、当該審理官に係る第一項の規定による指名を取り消さなければならない。

5 審理官は、審査庁が行う審理を補佐するに当たっては、警察本部の職員たる身分を示す証明書を携帯し、審理関係人（処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人及び参加人。以下同じ。）の請求があるときは、これを提示しなければならない。

6 審理官は、法の規定による判決がなされるに熟したと認めるときは、速やかに審理経過調書を作成し、これを審査庁に提出して審理の状況を報告しなければならない。

（物件の提出の方法）

第四条 法、行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）及びこの規則の規定による審査庁への書類その他の物件の提出は、警察本部を経由して行うものとする。

（総代の互選の命令の方式等）

第五条 法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第十一条第二項の規定による総代の互選の命令は、書面により行うものとする。

2 審査庁は、総代が選任され、又は解任されたときは、他の審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

（参加の許可の通知等）

第六条 審査庁は、法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第十三条第一項

の許可をし、又はしないこととしたときは、当該許可の申請をした利害関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

2 法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第十三条第二項の規定による参加の要求は、書面により行うものとする。

3 審査庁は、利害関係人が新たに参加人となったとき、又は参加人が審査請求への参加を取り下げたときは、他の審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

（補正の命令の方式）

第七条 法第二十三条の規定による補正の命令は、書面により行うものとする。

（執行停止についての処分庁の意見の聴取の方式等）

第八条 審査庁は、法第二十五条第二項の規定による執行停止をしたときは、審査請求人、参加人及び処分庁（処分庁が審査庁である場合にあっては、審査請求人及び参加人。次条において同じ。）に対し、書面によりその旨を通知するものとする。同項の申立てが行われた場合において、同項の規定による執行停止をしないこととしたときも、同様とする。

（執行停止の取消しの通知）

第九条 審査庁は、法第二十六条の規定により執行停止を取り消したときは、審査請求人、参加人及び処分庁に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

（審査請求の取下げの通知等）

第十条 審査庁は、法第二十七条の規定による審査請求の取下げがあったときは、参加人及び処分庁等（処分庁等が審査庁である場合には参加人。第二十六条第二項において同じ。）に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

2 審査庁は、前項に規定する審査請求の取下げがあったときは、法第三十二条第一項若しくは第二項又は法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十三条の規定により提出された書類その他の物件をその提出人に返還しなければならない。この場合において、当該書類その他の物件の返還は、還付請書（別記第一号様式）と引換えに行わなければならない。

（処分庁等に対する弁明書の提出の要求の方式）

第十一条 法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第二十九条第二項の規定による弁明書の提出の要求は、書面により行うものとする。

（反論書等を提出すべき期間の通知）

第十二条 審査庁は、法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十条第一項又は第二項に規定する相当の期間を定めるときは、審査請求人又は参加人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(意見の陳述の機会供与の通知の方式等)

第十三条 法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十一条第二項の規定による口頭意見陳述の期日及び場所の指定並びに審理関係人の招集は、書面により行うものとする。

2 審査庁は、法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十一条第一項本文の規定による意見の陳述を聴取したときは、次に掲げる事項を記載した口頭意見陳述録取書を作成するものとする。

- 一 事案の件名
- 二 意見の陳述の日時及び場所
- 三 意見の陳述をした者の氏名及び住所
- 四 意見の陳述の要旨

(補佐人同伴の許可の通知)

第十四条 審査庁は、法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十一条第三項の許可をし、又はしないこととしたときは、申立人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(証拠書類等を提出すべき期間の通知)

第十五条 審査庁は、法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十二条第三項に規定する相当の期間を定めるときは、審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(物件の提出の通知等)

第十六条 審査庁は、法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十三条の申立てが行われた場合において、同条の規定による物件の提出の要求をし、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。ただし、当該申立てが法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十一条第一項本文の規定による意見の聴取又は法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十七条第一項の規定による意見の聴取の場において行われる場合であつて、その場において当該要求をし、又はしないこととしたときは、この限りでない。

2 法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十三条の規定による物件の提出の要求は、書面により行うものとする。

(証拠書類等の管理)

第十七条 審査庁は、法第三十二条第一項若しくは第二項又は法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十三条の規定による書類その他の物件の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した提出物目録(別記第二号様式)を作成しなければならない。

- 一 事案の件名
 - 二 提出を受けた年月日
 - 三 提出人の氏名及び住所
 - 四 提出を受けた書類その他の物件の種目
- 2 審査庁は、前項の提出物目録を作成したときは、その写しを当該提出物目録に係る書類その他の物件の提出人に交付しなければならない。

3 審査庁は、必要がなくなつたときは、速やかに、提出を受けた書類その他の物件をその提出人に返還しなければならない。

4 第十条第二項後段の規定は、前項の規定による返還について準用する。

(証拠書類等の提出に係る審理関係人に対する通知)

第十八条 審査庁は、法第三十二条第一項若しくは第二項又は法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十三条の規定による書類その他の物件の提出を受けたときは、その提出人以外の審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(参考人の陳述の通知等)

第十九条 審査庁は、法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十四条の申立てが行われた場合において、同条の規定による参考人の陳述又は鑑定を要求をし、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

2 法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十四条の規定による参考人の陳述又は鑑定の要求は、書面により行うものとする。

3 第十六条第一項ただし書の規定は第一項の規定による通知について、第十三条第二項の規定は口頭による法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十四条の規定による参考人の陳述について、それぞれ準用する。

(検証の通知等)

- 第二十条 審査庁は、法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十五条第一項の申立てが行われた場合において、同項の規定による検証をし、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。
- 2 法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十五条第二項の規定による通知は、書面により行うものとする。
- 3 審査庁は、法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十五条第一項の規定による検証をしたときは、次に掲げる事項を記載した検証調査を作成するものとする。
 - 一 事案の件名
 - 二 検証の日時及び場所
 - 三 立会人の氏名及び住所
 - 四 検証の結果
- 4 第十六条第一項ただし書の規定は、第一項の規定による通知について準用する。
(質問の通知等)
- 第二十一条 審査庁は、法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十六条の申立てが行われた場合において、同条の規定による質問をし、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。
- 2 審査庁は、法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十六条の規定による質問をしようとする場合において、必要があると認めるときは、質問を受けるべき者に対し、書面によりその期日、場所その他必要な事項を通知するものとする。
- 3 第十六条第一項ただし書の規定は第一項の規定による通知について、第十三条第二項の規定は口頭による法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十六条の規定による質問について、それぞれ準用する。
(意見の聴取の通知等)
- 第二十二条 審査庁は、法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十七条第一項の規定により審理関係人を招集しようとするときは、審理関係人に対し、書面によりその期日、場所その他必要な事項を通知するものとする。
- 2 法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十七条第三項の規定による通知は、書面により行うものとする。
- 3 第十三条第二項の規定は、法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三

十七条第一項又は第二項の規定による意見の聴取について準用する。

(提出書類等の閲覧等) 提出人の意見の聴取の方式等)

- 第二十三条 法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十八条第二項本文の規定による提出人の意見の聴取は、書面により行うものとする。
- 2 法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十八条第三項の規定による指定は、提出書類閲覧日時等指定書(別記第三号様式)により行うものとする。
(手続の併合又は分離の通知)
- 第二十四条 審査庁は、法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十九条の規定により数個の審査請求に係る審理手続を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る審理手続を分離したときは、審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。
(審理手続の終結の通知の方式)
- 第二十五条 法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第四十一条第三項の規定による審理手続を終結した旨の通知は、書面により行うものとする。
(裁決書の謄本の送達的方式等)
- 第二十六条 法第五十一条第二項本文又は第四項の規定による裁決書の謄本の送付は、当該謄本に裁決書謄本送付書を付して行うものとする。
- 2 審査庁は、法第五十一条第二項ただし書の規定による公示の方法による送達をしたときは、参加人及び処分庁等に対し、書面によりその旨を通知するものとする。
(証拠書類等の返還に関する規定の準用)
- 第二十七条 第十条第二項後段の規定は、法第五十三条の規定による返還について準用する。

附則

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 行政庁の処分又は不作為についての公安委員会に対する不服申立てであつて、この規則の施行の日前にされた行政庁の処分又は同日前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

別記

第1号様式 (第10条、第17条、第27条関係)

還 付 請 書

年 月 日

岐阜県公安委員会 殿

住 所
氏 名

印

下記の目録の物件の還付を受け、領収しました。

記

目 録			
番 号	標 目	数 量	備 考

取扱者

官職

氏名

印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第2号様式 (第17条関係)

提 出 物 目 録

年 月 日

岐阜県公安委員会 印

行政不服審査法 の規定により、下記のとおり を
受領した。

記

事 案 の 件 名			
提 出 人	氏 名		
	住 所		
提 出 を 受 け た		年 月 日	
年	月	日	
目 録			
番 号	標 目	数 量	備 考

取扱者 官職 氏名 Ⓔ

(提出人への注意事項) 提出した物件の返還を受けようとするときは、この書類を持参すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第3号様式 (第23条関係)

第 号

提出書類閲覧日時等指定書

年 月 日

殿

岐阜県公安委員会 

につき、 年 月 日に請求のあった提出書類等の閲覧については、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第38条第3項の規定により下記のとおりその日時及び場所を指定したので通知する。

記

1 閲覧の日時

年 月 日

前 前
午 時から午 時まで
後 後

2 閲覧の場所

(注意事項) 閲覧の際は、この指定書を持参すること。

- 備考 1 不要の文字は、横線で消すこと。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

行政不服審査法の施行に伴う関係岐阜県公安委員会規則の整理に関する規則を「」に公布する。

平成二十八年三月二十九日

岐阜県公安委員会

委員長 石 井 成 一

岐阜県公安委員会規則第三号

行政不服審査法の施行に伴う関係岐阜県公安委員会規則の整理に関する規則

(岐阜県道路交通法施行規則の一部改正)

第一条 岐阜県道路交通法施行規則(昭和三十五年岐阜県公安委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別記第五号様式のうち「60日」を「3か月」に、「異議申立て」と「審査請求」に「ほか」と「ほか」、行政事件訴訟法に基づき」と「決定」と「裁決」と改める。

(集会及び集団行進並びに集団示威運動に関する条例施行規則の一部改正)

第二条 集会及び集団行進並びに集団示威運動に関する条例施行規則(昭和三十六年岐阜県公安委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

別記第三号様式及び別記第四号様式中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により」と並び、「60日」と「3か月」に、「異議申立て」と「審査請求」に、「決定」と「裁決」と改める。

(岐阜県公安委員会が保有する公文書の公開等に関する規則の一部改正)

第三条 岐阜県公安委員会が保有する公文書の公開等に関する規則(平成十四年岐阜県公安委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第六条の二の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条中「異議申立てに係る公文書の公開通知書」を「審査請求に係る公文書の公開通知書」と改める。
別記第三号様式、別記第四号様式及び別記第十号様式中「60日」と「3か月」に改め、「行政不服審査法に基づき」と並び、「異議申立て」と「審査請求」に、「対する決定」と「対する裁決」と改める。

別記第十一号様式中「異議申立てに係る公文書の公開通知書」と「審査請求に係る

公文書の公開通知書」に、「異議申立てに対する決定」と「審査請求に対する裁決」に、「異議申立てに係る公文書の件名」と「審査請求に係る公文書の件名」に、「係る決定」と「係る裁決」に、「その決定」と「その裁決」に、「基づく」と「基づくその裁決に係る」と改める。

(岐阜県公安委員会が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第四条 岐阜県公安委員会が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則(平成十八年岐阜県公安委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第十七条の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条中「異議申立てに係る個人情報の開示通知書」を「審査請求に係る個人情報の開示通知書」に改める。

別記第四号様式、別記第五号様式、別記第十一号様式、別記第十四号様式、別記第十五号様式、別記第二十一号様式及び別記第二十三号様式中「60日」と「3か月」に改め、「行政不服審査法に基づき」と並び、「異議申立て」と「審査請求」に、「対する決定」と「対する裁決」と改める。

別記第二十七号様式中「異議申立てに係る個人情報の開示通知書」と「審査請求に係る個人情報の開示通知書」に、「異議申立てに対する決定」と「審査請求に対する決定」に、「係る決定」と「その決定」と「その裁決」に、「基づく」と「基づくその裁決に係る」と改める。

(岐阜県公安委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第五条 岐阜県公安委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。
別記第一号様式及び別記第六号様式中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づき」と並び、「60日」と「3か月」に、「異議申立て」と「審査請求」に、「決定」と「裁決」と改める。

(岐阜県特別施設占有者の指定等に関する規則の一部改正)

第六条 岐阜県特別施設占有者の指定等に関する規則(平成十九年岐阜県公安委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

別記第二号様式中「60日」と「3か月」に、「異議申立て」と「審査請求」に、「決定」と「裁決」と改める。

「備考 1 行政手続法（平成5年法律第88号）第27条第2項た

より異議申立てをすることができる場合は、行政不服
訴訟法（昭和37

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

だし書の規定に
審査法（昭和37
て書面により行 ぬ「備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。」と銘

る 回覧用紙を次のとおりとする。

別紙

1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県公安委員会（岐阜県警察本部会計課経由）に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができます。）。

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の取消しの訴えを提起することから起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができます。）。

岐阜県回覧用紙及び岐阜県回覧用紙の「60日」ぬ「3か月」に「異議申立て」ぬ「審査請求」に「決定」ぬ「裁決」と銘する。

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月二十九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社